

日本における外国語教育政策の現状と問題点

古賀 範理

1. はじめに

我が国の外国語教育政策は、現在次のような特色を持っている。第一に、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深めることである。次に、習得目標となっている外国語は英語である。第三に今世界で使用されているどの英語を学習するかについて明確ではないが、最も重要な目標として、英語を使って実践的コミュニケーション能力を育成することを目指していることである。言い換えると、国際化が進展する中で外国語のうちの英語を国際語として位置づけ、日本人みんなが英語を学ぶことにより、外国人とのコミュニケーションを図ることができるようにし、そのことによって国際理解を深めようとしているのが現在の外国語教育政策といえる。

本稿では、日本の外国語教育政策が昭和22年（1947年）以降どのように策定されその目標はどのように記述され、いわゆる国際化はどのように捉えられてきたか、外国語教育は英語教育一辺倒でよいのか、多様な英語が使われるようになり「Englishes」という言葉が出現している現在、外国語教育政策のなかの目標言語はどのように考えられているのか、外国語教育政策の目標であるコミュニケーション能力の育成の問題点としてどのようなことが考えられるか等について述べようとするものである。

2. 外国語教育政策の策定

国家が外国語教育をどのように実施するかは言語政策の一つであり、言語計画の範疇に入れることもできる。一般に言語政策は「国の政策として、国語・公用語・教育用語・正書法などを決定し、できるだけそれを実践すること」(田中, 1988)とか、「国家、政党、種々の圧力団体や報道機関などが、言

語の自然な発展過程を意識的に変動させようとする行動」(ネオストプニー, 1996)と定義されている。Wiley (1996, p.107) は言語計画(language planning)について、「使用される言語とその目的を規定する政策(policy)を策定し実施することを必然的に伴うものと一般的に考えられている。」と述べている。平井(2001, p.202)は、言語政策と言語計画を同じ概念とし、「言語問題を組織的に解決しようとする計画的な営み」と定義している。このような観点を参考にし、本稿では外国語教育政策を「国家として外国語教育の目的を規定し、外国語の問題を国民の利益になるように組織的に解決しようとする計画的な営み」と定義し論を進めたいと考える。現在、日本では、第一言語として日本語が定着しており、国家の言語政策に対する国民的関心は学校教育における外国語教育がどのような成果をあげ、国民にどのような利益をもたらすように計画されているかに向けられているといえるだろう。

日本における外国語教育政策は、中央教育審議会の答申によりすべてのレベルの学校教育における方向が示され、後期中等教育の学校レベルまではその答申を受けて開かれる教育課程審議会においてその骨子が固まり、学校教育法施行規則の改正、学習指導要領の策定の中で具体化されている。そして日本の学校教育における各教科の目標、扱うべき内容等は学習指導要領によって規定され、小学校、中学校、高等学校はこれに基づいて教育課程を編成している。また、すべての小学校、中学校、高等学校は学習指導要領に基づいて作成され文部科学省の検定に合格した教科書を使用することが義務づけられている。従って学習指導要領は日本の学校教育の国家的基準として初等、中等教育の基本を規定しているといえることができる。

平成8年(1996年)に中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の諮問に答えて、「国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ること」を答申し、現在の外国語教育政策の基本的方向を示した。また、国際理解教育は、各教科、道徳、特別活動などすべてにおいて推進されるべきだと述べるとともに、国際理解教育において外国語教育が重要であるとの認識を示し、国際化の進展に伴って、人と人との相互理解・相互交流の重要性がますます

増大するために国際理解教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション能力の育成を目標に掲げている。

では現在までの審議会の答申や学習指導要領には、いわゆる国際化や国際交流に関連する事項はどのように記述されているのであろうか。以下、外国語教育を中心にして、昭和22年（1947年）から平成10年（1998年）に至るまでの経緯を、学習指導要領および中央教育審議会や臨時教育審議会の答申を考察しながら検証する。

3. 外国語教育政策に見られる国際化

3-1 「英語国民理解」の時代（昭和20年代）

昭和22年（1947年）教育基本法、学校教育法が制定され、新しい教育制度の骨組みが作られ新制中学校が誕生した。この新教育制度に間に合わせるために、『学習指導要領（試案）』（文部省，1947）が作成された。これは日本を占領していた連合軍の最高司令官総司令部に置かれた民間情報教育局（CIE）の指導のもとに、教師が教育を実践していく上での工夫の手引きとなり研究の参考になることを意図して作成されたものであった。その目標には「広く世界の文化と特性を理解し、世界と共に平和を築き、国際的協調の精神を身につけること」と述べられている。敗戦後の混乱の中でこれからの日本の進むべき道として、独善的国家主義を排し国際協調の精神を強調したものであった。その英語編では、「英語科教育の目標」として4つ掲げているが、その4番目が「英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。」となっている。

昭和26年（1951年）『学習指導要領外国語科英語編（試案）』が改訂された。この学習指導要領はページ数が759ページという膨大なものであった。中学校英語の一般目標では、「聴覚と口頭との技能および構造形式の学習を最も重視し、聞き方・話し方・読み方および書き方に熟達するのに役立ついろいろな学習経験を通じて、「ことば」としての英語について、実際的な基礎的な知識を発達させるとともに、その課程の中核として、英語を常用語としている人々、特にその生活様式・風俗および習慣について、理解・鑑賞および好ましい態度を発達させること。」（大村，1980）と述べている。そして目標

すべては「生徒をして平和を愛する個人および公民に発達させる」ことを目指しており「平和のための教育は、英語教育課程を含めた全教育計画の条件であり重要な部分である。」と記述している。

この時期は、憲法、教育基本法の平和主義、国際協調主義を基本原理として、平和への愛を念頭におきながら、それまで鬼畜米英としてしか知らされなかった戦争相手国の国民についての理解が最優先となっている。

3-2 「日本人の確立」要請の時代

昭和27年（1952年）4月対日講和条約が発効し占領が解除され、日本は独自の歩みを始めた。昭和31年（1956年）7月に中央教育審議会は「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」を答申した。この答申で「教育・学術・文化の振興をはかり、文化国家としての基礎を強化し、その国際的地位を高めるとともに、世界文化の発展と人類の福祉に寄与するには、広く学術・文化の国際交流に関する施策を促進することが必要である。」と述べ、戦争により文化的に孤立し世界の進歩から遅れたわが国の学術を向上させるために、留学生の受け入れおよび派遣、研究者の受け入れおよび派遣、学術文献・資料等の交流等を提言し、その他として「海外における日本文化・日本語の普及方法等について検討し、また日本語教育方法を科学的に研究して、その改善をはかるとともに、わが国における外国語教授方法の改善についても検討すること。」と述べている。

1958年（昭和33年）学習指導要領は文部省告示という形態をとって公布され、日本の学校教育に大きな力を発揮することになった。敗戦後の占領時代が終了したことから「日本人」の教育が取り上げられるようになり、この『中学校学習指導要領』（文部省、1958）の総則の「第3 道徳教育」においては、その目標を「人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭、学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造、民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成すること」とした。外国語の目標では、第3番目に「外国語を通して、その外国語を日常使用している国民の日常生活、風俗習慣、ものの見方などについて基礎的な理解を得させる。」

と述べている。おもしろいことに、「英語についての指導計画作成および学習指導の方針」のなかで「英語を通して英語国民についての基礎的な理解を得させることはたいせつであるが、風物や制度などの説明に深入りしないようにするとともに、英語学習の結果英語国民に対する偏見をもつことのないように努める。」という記述がある。英語国民への過度の憧れを生じさせないように戒めたものであろうか。現在から振り返ると、その意図を推し量ることが困難である。まだ国際理解という言葉は出現していない。中学校の学習指導要領の改訂をうけて、1960年10月高等学校の学習指導要領が改訂され告示された。この学習指導要領は外国語をすべての生徒に履修させる科目としたところに大きな特色がある。そして外国語科の目標の1つは「外国語を通して、その外国語を日常使用している国民について理解を得させる。」(大村, 1980) となっており、中学校との一貫性を保つように配慮されている。昭和30年代後半から、高等学校への進学率が高まり、義務教育修了者の約70%が全日制、定時制および通信制の高等学校へ進学することとなり、後期中等教育の整備充実が必要と考えられるようになった。文部大臣は中央教育審議会に「後期中等教育の拡充整備について」を諮問した。その中で検討すべき問題点として「今後の国家社会における人間像はいかにあるべきか」という課題をあげた。審議会は昭和41年(1966年)10月の答申を出し、「別記」として「期待される人間像」を発表した。この中で「世界政治と世界経済の中におかれている今日の日本人は、じゅうぶんに目を世界に見開き、その複雑な情勢に対処することができなければならない。日本は西と東、北と南の対立の間にある。日本人は世界に通用する日本人となるべきである。しかしそのことは、日本を忘れた世界人であることを意味するのではない。日本の使命を自覚した世界人であることがたいせつなのである。真によき日本人であることによって、われわれは、はじめて真の世界人となることができる。単に抽象的、観念的な世界人というものは存在しない。」と述べ、国家意識を前面に打ち出して国家国民の育成を強調している。さらに「今日世界において、国家を構成せず国家に所属しないいかなる個人もなく、民族もない。国家は世界において最も有機的であり、強力な集団である。」として正しい愛国心を持つことを要求している。しかし、昭和45年(1970年)に改訂が行

われた『高等学校学習指導要領』（文部省，1970）の目標では、「外国語を通して，外国語の人々の生活やものの見方について理解を得させる。」と述べられているだけで，外国語（英語）についてはこの時期の社会情勢を反映するような記述とはなっていない。

3-3 「コミュニケーション能力と国際理解教育」の時代

昭和49年（1974年）5月中央教育審議会は「教育・学術・文化における国際交流について」答申をしている。この中で初めて国際理解教育の推進がうたわれ，国際交流活動を推進するために外国語能力の向上を図ることが課題であることを指摘し，「(1)中学校・高等学校における外国語教育については，コミュニケーションの手段としての外国語能力の基礎を培うための教育内容・方法及び教育環境についていっそうの改善を図ること。(2)高等教育機関においても，外国語能力の向上を図るため，一般教育としての外国語教育の在り方について検討すること。」と述べている。先の答申から18年が経過し，その間の日本の著しい経済発展に伴ってその国際的地位が飛躍的に向上していることを反映して，人物・学術・文化交流の拡大，海外勤務者子女の教育の振興等が必要であるとの答申がなされている。

昭和52年（1977年）中学校の学習指導要領が，昭和53年（1978年）に高等学校の学習指導要領が改訂されたが，中学校の外国語科の目標は「外国語を理解し，外国語で表現する基礎的な能力を養うとともに，言語に対する関心を深め，外国の人々の生活やものの見方などについて基礎的な理解を得させる。」となり，指導書は，外国語を学習する際に扱われる題材の理解によって国際理解の精神を培うことができると解説している。しかし，コミュニケーションの手段としての外国語能力の育成といいながら，外国語を理解することが優先し，伝統的な受容の姿勢を保っているといえる。

昭和40年代後半からの著しい経済成長にともなって，進学率が向上するという教育の量的な拡大が見られたが，学歴偏重の社会的風潮が一層助長され，一流企業，一流校を目指す受験競争が激化してきた。また，いじめや登校拒否，校内暴力，青少年非行などの現象が目立ち，教育の荒廃が憂慮される状況となった。政府は昭和59年（1974年）8月臨時教育審議会設置法を成立さ

せ、従前のように文部大臣ではなく、内閣総理大臣の諮問に応じて答申を出す臨時教育審議会を設置した。この審議会は昭和60年（1985年）6月第一次答申を出した後、昭和62年（1987年）8月の最終答申まで4回にわたって教育改革の答申をし、その後の日本の教育に大きな影響を与えることになった。

国際化への対応について、第一次答申では、国際化という視点に立って教育の改革を図ることの重要性を述べ、積極的な国際貢献と国際的な信頼の獲得への努力を訴え、「国際社会に生きる日本人の育成を期して、留学生の受け入れ、外国の高等教育機関との交流、学術研究上の国際協力、国際理解教育、語学教育、海外子女・帰国子女教育などの在り方について検討する。」と述べている。そして第二次答申においてはグローバル化への姿勢を示し、外国語教育の見直しについて、英語教育の目的の明確化を取り上げている点が注目される。

このことを具体的に述べているのが、昭和62年（1987年）4月に出された第三次答申である。これまでの外国語教育においてかならずしも明確でなかった目的を「広くコミュニケーションを図るための国際通用語としての英語の習得」として、「自らの意思を積極的に伝える観点から教育内容や方法の見直しを図ること」を提言している。そしてこの考え方はその年の8月の最終答申に引き継がれて、「外国語とくに英語の教育においては、広くコミュニケーションを図るための国際通用語習得の側面に重点を置く必要があり、中学校、高等学校、大学を通じた英語教育の在り方について、基本的に見直し、各学校段階における英語教育の目的の明確化、学習者の多様な能力・進路に適応した教育内容や方法の見直しを行う。」となっている。

この臨時教育審議会の答申を受けて昭和62年（1987年）に教育課程審議会は「国際社会に生きる日本人の育成」という観点から、「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成」を答申して平成元年（1989年）に学習指導要領が改訂された。外国語の目標には、はじめて「外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる」という表現とともに「国際理解の基礎を培う」という文言が入った。

平成8年（1996年）7月、中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の

教育の在り方」について第一次答申を出した。その第2章「国際化と教育」において、「国際化の進展は、人と人との相互理解・相互交流が基本である」として、教育の役割の重要性を指摘し次の3点に留意して教育を進めるべきであると述べている。

- (a) 広い視野を持ち、異文化と理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ること。
- (b) 国際理解のためにも、日本人として、また個人としての自己の確立を図ること。
- (c) 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ること。

つまり異なった文化をもつ人々と共に生きていくことすなわち共生を国際理解教育の第一の柱としているのである。そして異文化共生社会に対応して、「国際理解教育の充実」、「中学校・高等学校における外国語教育の改善」、「海外に在留している子どもたちの教育の改善・充実」を提言している。この中でアジア諸国やオセアニア諸国に目を向けることや、外国語教育が圧倒的に英語教育となっていることに言及し、多くの外国語に触れることができるように配慮すべきであることを指摘している。

この答申をうけて教育課程審議会では平成10年（1998年）6月外国語について次のような改善の基本方針を示した。

- (ア) これからの国際社会を生きるに日本人として、世界の人々と協調し、国際交流などを積極的に行っていくような資質・能力の基礎を養う観点から、外国語による実践的コミュニケーション能力の育成にかかわる指導を一層充実する。その際、外国語の学習を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と、視野を広げ異文化を理解し尊重する態度の育成に留意する。
- (イ) 実践的コミュニケーション能力の育成を図るため、言語の実際の使用場面に配慮した指導の充実を図る。
- (ウ) 中学校及び高等学校の外国語科の位置付けについては、国際化の進展

に対応し、外国語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身に付けることがどの生徒にも必要になってくるとの認識に立って、必修とすることとする。その際、中学校においては、英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態などを踏まえ、英語を履修させることを原則とする。

この基本方針に従って、平成10年（1998年）12月に改訂が行われた学習指導要領の中学校外国語の目標は、「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。」となり、高等学校では、後半部分が「情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。」となった。前回平成元年（1989年）の外国語の目標にあった「国際理解の基礎を培う」（中学校）や「国際理解を深める」（高等学校）という文言がなくなり、実践的コミュニケーション能力の育成が強調されていることが特色である。それは外国語の学習を通して国際感覚や国際協調の精神を育成し、積極的にコミュニケーションを行うことによって「異なる文化を持つ人々と共に協調して生きていく態度に発展していくものである」との認識にたっているからであろう。確かに国際理解教育は外国語教育のみが担うものではないにしても、この目標に現れている表現の順序やその表し方によって外国語教育の大きな目的が変化していることは確かである。外国語教育政策が国際化という社会現象によって変革を余儀なくされていると見ることができるであろう。

4. 国際化の進展と外国語教育

現代社会ではそれぞれの国や社会の相互依存度が急速に高まっている。メディアや交通機関の発達により、日常的に情報と物と人間が国境を越えて移動している。日本に限らず世界各国が相互依存することなしに単独で存在することや機能することは不可能となっている。つまりある国あるいは共同体が一つの全体として世界の諸問題に参画しようとする状況となっており、そ

それぞれの国の国際化が進んでいる。また、現代世界は、1つの国だけでは解決できない環境、人権、開発、飢餓、難民など人類共通の諸課題に直面し、国家や共同体の枠を越えて地球市民として取り組む必要がある状況も生まれている。つまりこの地球に生活するすべての人々が国を超えて相互依存関係を持つようになり、地球上に生きる者として共生することを考えなければならぬと捉えるグローバル化も進んでいる。国際化とグローバル化は同じように使用されることが多いが、国際化の概念の根底には、ある国あるいは1つの共同体の存在が前提とされており、インターナショナルライゼーション(internationalization)とすることができる。一方、グローバリゼーション(globalization)は、国を超えて地球を1つとして考えており、究極においてはナショナリズムを排除するものと考えられる。

しかし、現在の教育界において国際化という言葉は、自明のものとして定義されることがあまりなく多義的に使われており、時にはグローバル化を包含して使用されている。その1つの例を臨時教育審議会の第二次答申に見ることができる。その第3節「(2) 未来展望」の「①国際化の進展」の中で、「この新しい段階における「国際化」は、明治以来の追い付き型近代化時代における国際化とは認識や対応を異にするものであり、いわば全人类的視野に立って人類の平和と繁栄、地球上の様々な問題の解決に積極的に貢献し、宇宙船「地球号」の生態系の保全と自然・人間・機械の共生を可能にする人類文化の形成へ参加することでなければならない。」と述べている。「日本人」の教育を提言する文書において、「地球市民」という概念を取り入れ、全人类的視野に立っての教育を考える姿勢は注目に値する。

そして「国際化への対応」が問題となるとき、国際理解教育の重要性が叫ばれ、外国語教育の改善・充実が必要不可欠であると議論が進められていく。平成14年度から実施される小学校の学習指導要領では、国際理解教育を「総合的学習の時間」で行うことになっていて、そこには「例えば外国語会話など」という文言がある。また、大学審議会はその答申(1999)の中で「グローバル化が進展する状況においては、外国語を駆使する能力が不可欠である。とりわけ英語は、現状において国際共通語として最も中心的な役割を果たしており、英語力は後述の情報リテラシーと併せてグローバルな知識や

情報を吸収、発信し、対話、討論するための基本的な能力である。」と述べている。つまり国際理解教育は外国語教育の推進によって達成されると捉えられ、さらにその外国語教育は英語教育と同意義となっている。

確かに、英語が世界共通語となっているという認識は間違っていないだろう。ハンチントン(1998, p.82)は、1992年の統計を基に、世界で英語を話す人の世界人口に占める比率は7.6%にすぎず、世界人口の92%が理解できない言語が世界語であるはずがないと述べている。しかし、一方では、「ある言語が世界語となる理由はその言語を話す人々の数とはほとんど関係がない」(Crystal, 1997, p.5)とも言える。同書(p.53)でCrystalは、現在の英語の地位は19世紀の大英帝国の力と20世紀のアメリカ合衆国の政治的経済的な力の2つの要素によって培われ、英語が世界的に拡大しつつけているのは後者の要素が原因であると述べている。そして英語を母語とする人数は3億2千万から3億8千万、第二言語としている人々は1億5千万から3億と推定しても、アメリカの政治・経済力の強大化によって世界の各国・社会にアメリカの英語が広く浸透しており、英語の重要性を認識し外国語として英語を学んでいる人々がおよそ10億いることをあげて、英語が世界語としての地位を獲得している理由を述べている。また別の要因には、「外交官、ビジネスマン、科学者、旅行者、そして彼らの世話をする業務につく人、旅客機のパイロット、航空管制官などには効率的なコミュニケーションの手段が必要であり、このような人たちは現在ではほとんど英語で用をたしている」(ハンチントン, 1998, p.84)ことも英語が一般に世界語として認知されている要因である。

このような状況から、現在の日本社会においては、外国語即英語という認識が多くの人々の間で共通したものとなっている。それは、現在の日本社会にアメリカの価値観、大衆文化、生活様式、社会・経済構造、ビジネス慣行等が深く浸透し、英語を習得することを通して経済的な富を手に入れることができ、社会的な勝者となることができる現状があるからである。そしてアメリカ中心の地球化を肯定し、その状況に適応する人材の養成を教育に求める動きが生まれているのである。船橋(2000)は英語を日本の第二言語とするためにまず第二公用語とすることを主張している。

しかし、このようなグローバル化に対して警戒感や危機意識を抱く動きも

生まれている。石井(2001 p. 3)は「各国・社会のアメリカ的均一化が急速に進展する一方で、そのような社会現象に対する「反地球化 (antiglobalization)」ないし「対抗地球化(counterglobalization)」とでも呼ぶべき2種類の相互に関連した運動が生まれてきたのは当然の成り行きといえるだろう。」と述べているし、2001年7月に開かれたジェノバで開かれた世界主要国首脳会議(ジェノバ・サミット)において、NGOの連絡団体「ジェノバ社会フォーラム」などが主催した反グローバリズムの抗議行動はその一つの例である。議長国イタリアの首相の「グローバル化は万人に利益をもたらす」との主張にもかかわらず、アメリカを中心とした先進国による地球化現象に対し、「グローバリズムは途上国を痛めつけている」という批判と憂慮が存在している。従来の欧米を中心とした政治・経済の均一化に対して、アジア諸国やその他の地域の諸国を中心とする「地方化(localization)」の動きが大きくなることが予想される。

このような予測に従って21世紀の日本の外国語教育や国際理解教育を考えると、1つの問題点が浮かび上がってくる。外国語教育は即英語教育でよいのであろうか。また外国語教育における英語教育偏重の状態をこれからも続けてよいのであろうか。網野(2000)は、富山県が作成した「環日本海諸国図」を紹介している。通常の地図を逆さまにして、日本列島をアジア大陸から見るような形で作成されたものであるが、この地図を見ると日本と朝鮮半島や中国大陸との近さを実感でき、日本が孤立した島国ではなく日本海を取り巻く諸国の人々と非常に近い関係にあることを認識させられる。それはとりもなおさず、外国語教育として韓国・朝鮮語、中国語及びロシア語等を学校教育のカリキュラムのなかに組み入れる努力をする必要性があることを意味することにほかならないと考えられる。前述した平成8年(1996年)の中央教育審議会の第一次答申に示された国際理解教育の方針を具体化する方策が、外国語教育の分野においてはまったく執られていないのは残念である。

5. 学校教育における「English Only」

日本の外国語教育政策においては、今回の学習指導要領の改訂まで、学校で学習する外国語を英語と規定したことはなかった。外国語は英語、ドイツ

語、フランス語または学校で定めた外国語であった。しかし、平成10年（1998年）学校教育法施行規則において外国語が必修教科となり、学習指導要領の第3章「指導計画の作成と内容の取扱い」において、「必修教科としての「外国語」においては、英語を履修させることを原則とする。」と定めたため、平成14年度（2002年度）からは、すべての生徒が英語を学習することになった。ほとんどの生徒が英語を外国語として学習してきたこれまでの状況を追認したことではあるが、カリキュラムの国家的基準のなかにはっきりと「English Only」を記述したことは大きな変化であった。

「English Only運動」は、アメリカ合衆国における言語問題に関して使われる言葉である。これは日本やイギリスと同じように公用語が国として定められていないアメリカで、英語を州の公用語と規定して、他の言語を使用することを禁止することを目標とする運動である（クロフォード，1994）。1986年カリフォルニア州で住民投票により州の憲法を修正して「English Only」政策がとられたことを手始めに、1999年3月現在25の州で英語を公用語と定めているが（船橋，2000，p.145），我が国の外国語教育の現状もこのように呼ぶことができるであろう。

形式的には、中学校の「選択教科としての外国語」において、英語以外の言語も学習することができることになってはいるものの、実際は学習者が各自の希望でいろいろな外国語の中から何か一つの外国語を学習することは、ほとんどの中学校で不可能であるのが現実である。つまり、日本の外国語教育政策では、英語が国際語でありこれからの国際化した世界で生きるには国民みんなが英語を学ばなければならないものと規定したのである。

平成12年（2000年）1月総理大臣小渕恵三は施政方針演説で「教育立国」を目指すとして、「二十一世紀を担う人々はすべて文化と伝統の礎である美しい日本語を身につけると同時に、国際共通語である英語で意思疎通ができるようにすると述べた。そして多くの国民はこのような考え方を是認し、英語を必修科目とすることが大きな問題とはなっていない。

しかし、この英語一辺倒にはいくつかの問題が考えられる。まず近隣諸国との関係である。前述したように日本は韓国・朝鮮，中国，ロシアと隣接している。我々がこれら諸国の人々と理解・友好を深めようとするとき、英語

はどのような役割をはたすのであろうか。Crystal(1997,p.81)が述べているように、日本人と中国人が対話をするとき、仲介言語「interlingua」としての役割は果たすことはできるだろうが、お互いどちらかの言語を使っての対話・交流とは大きな違いが生じるであろう。言語はその国民のアイデンティティそのものであるから、少なくとも近隣諸国の言葉を学習する機会を持つるように外国語教育政策を進めるべきだと考える。

次に、現在世界で使われている種々の英語への十分な対応がなされていないという問題がある。それらはworld Englishesと呼ばれている(Kachru & Nelson,1996, p.71)。英語の広がりをも3つの同心円で考えると、アメリカ、イギリス、アイルランド、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどが同心円の内部(inner circle)に位置し、その外側(outer circle)にシンガポール、インド、南アフリカなど多言語国家であるために英語を第二言語として使用している国々がある(Crystal, 1997, p.54)。そして各国で使われる英語は、発音、語彙、文法などにそれぞれ特色があり、Kachru & Nelson(1996, p.72)はvarieties of Englishと述べている。しかもinner circleにあるどの国にも英語を標準化する機関がないために(Kachru & Nelson,1996, p.83)、標準語(standard)があつて変種(varieties)があるのではなく、それぞれのEnglishがそれぞれの国での標準なのである。このことは日本における外国語教育が「English Only」政策をとりながら、どの英語を習得させるのか明確に決定することが困難であるという問題を生じさせている。多くの人は現在の教科書から判断して、標準的アメリカ英語といわれるものを学習の教材とすることが、どこかで定められていると考えるであろう。しかし、このことに関する規定は、学習指導要領の「言語材料」の「音声」の項に、「(ア)現代の標準的な発音」とあることと、教科用図書検定基準にある「言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。」(教科書研究センター, 1995)だけである。

現在、外国語教育は英語を使った実践的コミュニケーション能力の育成を目指している。これからさらにこの目標を追求するならば、「話し言葉」における多様性には大いに注目し、いわゆる「authenticity」とは何であるかを再考しなければならないだろう。文字で表された英語についても「正しさ」につ

いてさまざまな見解が考えられるとき、話し言葉としての英語については、教師はその正しさについて大いに悩まされなければならないのが現状である。

6. 学校教育におけるコミュニケーション能力育成の問題点

現在の外国語教育の目標は、前述したように、中学校では「実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。」であり、高等学校では、「実践的コミュニケーション能力を養う。」となっている。そして外国語は英語と読み替えても差支えないのが現状であるから、英語教育の目標は「実践的コミュニケーション能力の育成」と言える。しかし、この目標を策定し各教師にその実践を要求するにあたって、策定者はコミュニケーション能力がどのようなものであり、言語能力との関わりはどのようなものであるのかを明確に示していない。だから英語教師はこの目標を達成するために難しい役割を担わなければならないとなっている。

言語は人間固有のコミュニケーション手段のひとつであるから、言語能力とコミュニケーション能力は同義とされることが多かったし、英語の運用能力をつけるとコミュニケーションがうまく図られると理解されてきた。ネウストプニー（1983, p.41）はコミュニケーション行動を言語（文法）行動と文法外コミュニケーション行動に分け、「日本人が多く国民より外国人とのコミュニケーションに困るといことがあれば、これは英文法のためではなく、英語でのコミュニケーション能力、とりわけ文法外のコミュニケーション能力のためだと」主張している。つまり、「コミュニケーション能力は純言語的問題ではなく、メッセージの送り手、受け手、社会・文化的条件も含む社会言語学的性格をもつ」（古田，2000年，pp.85-86）ものであるから、「コミュニケーション能力には言語に加えて非言語記号の操作力、社会・文化的コンテクストにおける適切さ、目的達成に必要な技術などが含まれることになる」（同書，p.86）。従って英語の教師は、語学の教師としての役割だけでなく、コミュニケーションの教師として、生徒の社会言語能力や戦術的能力を育成する任務も課せられるのである。

日本の外国語教育政策では、国民全部に英語のコミュニケーション能力を

習得させようという目標のもとに、英語教育を推進している。それはあたかも英語を習得すれば、国際化への対応や異文化間コミュニケーションの問題が解決されると考えられているかのようである。しかし人間同士が、具体的な状況で意味のある発話をどのように成立させているかというコミュニケーションの問題はそう単純ではない。現在の政策に基づいて英語教育に携わる関係者は、英語を使ってコミュニケーションをするということがどのようなものを学習者のレベルに従って把握する必要があるだろう。そして世界語としての英語を、文化の違いにかかわらず機能する英語として捉え、その習得を目指す方が現実的であり効率的であるという現在の傾向に対する批判があることも認識すべきである。これは言語は文化から切り離せないものであるという立場から、「言語が超文化的手段になりうるとする論理、いわゆる言語道具論」(板場, 2001, p.189)を批判する立場である。板場(同書p.195)は、「国家レベルでの鍵概念となった「コミュニケーション能力」(言語などを道具として使いながら伝え合う力)なるものが独り歩きをし、それを研究者が線形コミュニケーション・モデルの枠組みで理論化する方向には警鐘を鳴らす必要がある。」と述べている。外国語教育政策の策定者のみならず、教材の作成者及び学校において教育を実践する教員は、この批判をこれまでの英語教育における言語文化主義の弊害を保持するものであると切り捨てるのではなく、英語の学習者のコミュニケーション能力の育成という観点から、十分考慮しなければならないと考える。

次に規範の問題に直面する。現在の外国語教育計画は、アメリカあるいはイギリスの英語を目標言語としてその習得をさせるという前提のうえに立てられており、教師は英語を母語とするアメリカあるいはイギリスの文化規範を基にした英語を学習の目標にしなければならず、その言語規範が「国際語」という概念に相反するからといって教師独自の教育をすることは許されないのである。しかも、実践的コミュニケーションを図るのであるから、意味が通じ意志の疎通が図られればどのような英語でもいいではないかという主張や、英語が国際語となり規範が複数化している現実から、規範そのものが幻想であるという考えに対する教師自身の解答を出さなければならなくなる。田中(1997, pp.15-16)は「幻想としての規範を追い求めるのではなく、「私の

英語」(my English)を正当化することが肝要である。実際のコミュニケーションでは、平均的な英語の規範ではなく、my Englishとyour English間での「コミュニケーション可能性」(communicability)が最重要視されなければならない。」と述べている。しかし、学校教育に従事する教師は、カリキュラムに従った指導を行った後、評価をしなければならないのだから、評価の前提となる規範がなくなることは重大な問題であり、大きな発想の転換をして、実践的コミュニケーション能力を測る評価の基準を新たに作成する必要性が生じるであろう。このほかにも実践的コミュニケーションを進めるためには、田中(1997, pp.13-18)が述べているように、「言語依存症からの脱皮」「broken Englishという用語の廃止」「リアルな教室空間の創出」など困難な問題が控えており、英語の教師の前途は多難である。

7. おわりに

日本の教育においては、国家がその必要性を認識して政策を立案し、学校教育における国家的基準を定めてその実現を求めているところに大きな特色がある。外国語教育においても、個人がそれぞれの必要に応じて、ある外国語を習得しようとするのを国家が手助けするというよりも、国が必要と考えることを学校教育の場において国民みんなに習得させようとしているといえる。このような教育政策は、すべての教科において明治以来一貫して採られてきたことであるが、国民の対外的興味が多様化している現在、外国語の教育において「みんな一律に英語」という考え方をまず排除し、外国語教育のキーワードを「多様化」とすべきではないだろうか。

次に、国際化が進むにつれて異文化間のコミュニケーションをうまく図ることが多くの国民の切実な問題となり、音声言語による実践的コミュニケーション能力の育成に重点をおいた教育を求める声は大きくなっていることは確かである。国家としてはこの要望に応えるための人的・物的対応策を考えなければならない。しかしそれは、アメリカ文化の血肉となっている言語の習得を目指して努力しながらも、その達成ができずに、英語を母語とする人々に混じってものがき苦しむいわゆるマージナル・ジャパニースを作り出すことではないことを明確にしておかなければならない。

第三に、教育現場においてはコミュニケーションの成立を第一義として教育を進めるのだから、教師はこれまで文字言語で用いられてきた規範が不明確になるという問題を解決しなければならない。当然のことながら、学校教育における文字言語による理解力のテストの比重を再考し、高校・大学の入試からこれまでの英語の試験を排除しなければならないと考える。多くの生徒の外国語（英語）学習の動機が、文字言語の理解を深め、進学を容易にする手段を獲得することであるのが現実なのだから、このことに対する方策を速やかにとらなければ実践的コミュニケーションの育成という目標は絵に描いた餅になるだろう。

最後に、日常の生活では、外国人との接触がほとんどなく対人コミュニケーションは日本語で事足りて、外国語は文字言語によるコミュニケーションの手段として使えばよいと考える学習者もいるであろう。高等学校レベル以上では、このような日本人のために外国語学習のメニューを多様化することも外国語教育政策に盛り込む必要があると考える。

引用・参考文献

- 網野善彦(2000) 『日本の歴史00「日本」とは何か』, 講談社, 2000
- 石井 敏(2001) 「現代社会と異文化コミュニケーション」, 石井敏他編著『異文化コミュニケーションの理論』, 有斐閣, 2001
- 板場良久(2001) 「言語運用論」, 石井敏他編著『異文化コミュニケーションの理論』, 有斐閣, 2001
- 大村喜吉他編(1980) 「学習指導要領(試案)外国語科英語編, 1951」, 『英語教育史資料1 英語教育課程の変遷』, 東京法令, 1980
- 大村喜吉他編(1980) 「高等学校学習指導要領外国語科編, 1960」, 『英語教育史資料1 英語教育課程の変遷』, 東京法令, 1980

- 教育課程審議会(1998) 「幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校，及び養護学校の教育課程の基準の改善について」，1998年10月
- 教科書研究センター(1995) 「教科用図書検定基準」，『教科書作成のしおり』，教科書研究センター，1995
- クロフォード,J(1994) 『移民社会アメリカの言語事情』，本名信行訳，The JapanTimes, 1994
- 大学審議会(2000) 「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」，2000年11月
- 田中茂範(1997) 「英語教育の現在」，鈴木祐治他共著，『コミュニケーションとしての英語教育論』，アルク，1997
- 田中春美編(1988) 『現代言語学辞典』 成美堂，1988 p.351
- ネウストプニー,J.V.(1983) 『外国人とのコミュニケーション』，岩波新書，1983
- ネウストプニー,J.V.(1996) 亀井孝他編『言語学大辞典』第6巻，大修館，1996
- ハンチントン,S.P.(1998) 『文明の衝突』，鈴木主税訳，集英社，1998
- 平井一弘(2001) 「言語政策の理論」，石井敏他編著『異文化コミュニケーションの理論』，有斐閣，2001
- 船橋洋一(2000) 『あえて英語公用語論』，文春新書，2000
- 古田暁(監修)石井敏他(2000) 『異文化コミュニケーション (改訂版)』，有斐閣，2000
- 中央教育審議会(1956) 「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」，1956年7月
- 中央教育審議会(1966) 「後期中等教育の拡充整備について」，1966年10月
- 中央教育審議会(1974) 「教育・学術・文化に関する国際交流について」，1974年5月
- 中央教育審議会(1996) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方 (第1次答申)」，1996年7月
- 臨時教育審議会(1985) 「教育改革に関する第一次答申」，1985年6月
- 臨時教育審議会(1985) 「教育改革に関する第二次答申」，1986年4月

- 臨時教育審議会(1987) 「教育改革に関する第三次答申」, 1987年4月
- 臨時教育審議会(1987) 「教育改革に関する第四次答申(最終答申)」, 1987年8月
- 文部省(1947) 『学習指導要領(試案)一般編』, 日本書籍, 1947
- 文部省(1947) 『学習指導要領(試案)英語編』, 教育図書, 1947
- 文部省(1958) 『中学校学習指導要領』, 明治図書, 1958
- 文部省(1970) 『高等学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局, 1970
- 文部省(1977) 『中学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局, 1977
- 文部省(1978) 『中学校指導書 外国語編』, 開隆堂, 1978
- 文部省(1979) 『高等学校学習指導要領解説外国語科編英語編』, 一橋出版, 1979
- 文部省(1988) 『中学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局, 1988
- 文部省(1989) 『高等学校学習指導要領解説外国語科編英語編』, 教育出版, 1989
- 文部省(1999) 『中学校学習指導要領解説外国語科編』, 東京書籍, 1999
- 文部省(1999) 『高等学校学習指導要領解説外国語科編英語編』, 開隆堂, 1999
- Crystal, D. (1997) *English as a Global Language*, C.U.P., 1997
- Kachru & Nelson (1996) World Englishes In Sandra Lee McKay & Nancy H. Hornberger (Eds.) *Sociolinguistics and Language Teaching*, C.U.P., 1996
- Wiley, T.G. (1996) Language planning and policy, In Sandra Lee McKay & Nancy H. Hornberger (Eds.) *Sociolinguistics and Language Teaching*, C.U.P., 1996